福井市　長野市　松本市 豊橋市　姫路市　岡山市 徳島市　北九州市　長崎市	五、〇七四円
	四、九七三円

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市 北見市	札幌市　釧路市 網走市	函館市	青森市　盛岡市 秋田市　山形市 長野市　松本市
二一二円	一八八円	一八一円	一四三円

［条を削る。］

（特例）

第七条　［略］

２　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和六年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき五十二万四千二百六十八円を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市 川崎市　大阪市 豊田市	さいたま市　千葉市 国立市　八王子市 名古屋市	神戸市	小田原市　大津市 京都市　堺市 奈良市　広島市 福岡市	仙台市　ちなか市 宇都宮市　甲府市 静岡市　岐阜市 岡崎市　津市 泉佐野市　和歌山市
五七八、〇五八円	五五九、三二円	五五四、六二六円	五四〇、五六六円	五三一、一九三円	五一二、四四六円

福井市　長野市　松本市 豊橋市　姫路市　岡山市 徳島市　北九州市　長崎市	四、九一三円
	四、八一二円

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市 北見市	札幌市　釧路市 網走市	函館市	青森市　盛岡市 秋田市　山形市 長野市　松本市
二一一円	一八七円	一八〇円	一四二円

第六条の四　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の患者又はその疑いのある者であって、その処遇及び当該感染症の感染の拡大の防止のための措置に特別の配慮を要すると認められる被保護者に係る宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、被保護者一人一日につき六千円を加算する。

（特例）

第七条　［同上］

２　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前四条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和五年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき四十六万四千八百四円を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市 川崎市　大阪市 豊田市	さいたま市　千葉市 国立市　八王子市 名古屋市	神戸市	小田原市　大津市 京都市　堺市 奈良市　広島市 福岡市	仙台市　ちなか市 宇都宮市　甲府市 静岡市　岐阜市 岡崎市　津市 泉佐野市　和歌山市
五七六、七三六円	五五八、〇一三円	五五三、三三二円	五三九、二九〇円	五二九、九二八円	五一一、二〇五円